

令和7年度「企業寄附を活用した滞在支援施設支援事業(現物支援型)」募集要領

令和7年11月17日

泉佐野市

成長戦略室おもてなし課

泉佐野市(以下「市」という。)は、長期療養や遠方での治療等により、施設への一時的な滞在を要する家庭への支援ニーズが高まっていることを踏まえ、治療等を目的とした一時滞在を支援する施設(以下「滞在支援施設」という。)に対し、企業からの企業版ふるさと納税を通じた寄附金を活用し、市の特産品である食材及び泉州タオルを提供する支援事業(以下、「本事業」という。)を実施します。本事業は、地域産品の活用による地域経済の振興と社会的支援活動の推進を目的とし、公益性の高い団体による滞在支援活動を後押しするものです。

この度、本事業にご協力頂ける(ご支援させて頂く)施設・法人を広く募集いたします。

1. 支援の仕組み

本事業は、企業から寄せられる寄附金を原資として実施します。寄附金の受入状況に応じて、支援できる内容・規模は変動し、寄附金の受入額が一定額に満たない場合は支援を実施できない場合があります。提供内容(予定:食材及び泉州タオル等)は、寄附金額や調達状況に応じて市が決定します。支援対象法人の採択後、具体的な支援内容・提供時期等は別途通知します。

2. 滞在支援施設の定義

本事業における「滞在支援施設」とは、疾病、障がい、または家庭の事情等により一時的な宿泊を要する子どもやその家族等に対して、滞在環境の提供、生活支援、または心理的・福祉的支援を行う非営利の施設(医療機関の近隣に設置された家族滞在施設(公益法人や認定NPO法人が運営するハウス型施設等)を含む。)をいいます。ただし、営利を目的とする宿泊施設や、災害・避難支援、一時保護等を主目的とする施設は対象外とします。

3. 対象支援法人の要件

支援の対象となる法人の詳細要件は、別紙のとおりとします。応募にあたっては、当該要件をすべて満たしていることが必要です。

4. 支援内容および提供方法

(1) 支援内容の決定方法

市は寄附金の受入状況および調達可能な地域産品の範囲を踏まえ、支援内容・数量・提供方法を決定します。あらかじめ具体的な品目や数量を確約するものではありません。

(2) 実施条件

寄附金の受入額が一定額に満たない場合、または調達環境等により支援実施が困難な場合には、本事業による支援を実施しないことがあります。

5. 応募方法等

(1) 公募期間

令和7年11月1日～令和8年12月15日(必着)

(2) 提出書類

- ・ 申請書(様式第1)
- ・ 誓約書(様式第2)
- ・ 法人の概要が確認できる資料(パンフレット等)
- ・ 定款の写し(又は寄附行為)
- ・ 法人登記簿謄本の写し
- ・ 活動内容が確認できる資料(活動報告書等)

※追加で資料を求めることがあります。

※申請書等は、市HPからダウンロードしてください。

(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/kigyouban/16781.html>)

※提出は、電子メール・持参または郵送にて提出してください。なお、郵送の場合は、必ず、郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。

(3) 提出先

泉佐野市成長戦略室おもてなし課

滞在支援施設支援事業 担当

e-mail: omotenashi@city.izumisano.lg.jp

※メールの件名を「企業寄附を活用した滞在支援施設支援事業(現物支援型)申請」としてください。

郵送 〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階

※提出された申請書類等は返却しません。

6. 選定方法・審査基準

提出書類に基づき、別紙「令和7年度「滞在支援施設支援事業(現物支援型)」支援対象法人の要件」(以下「別紙」という。)を満たしているかを審査します。審査に疑義が生じた場合は、有識者を含む選定委員会を開催して審査を行います。選定結果は申請者に通知し、審査内容に関する質問や異議には応じません。

7. 支援の実施

- ・ 採択された法人に対して、寄附金の受入状況を踏まえ支援内容を決定し、後日通知します。
- ・ 支援実施後、受領・活用の状況を写真等により報告してください。
- ・ 不正な使用や報告の虚偽が判明した場合は、直ちに支援を打ち切ります。

8. 年次確認・継続支援

- ・ 支援対象法人は、年度終了後に活動報告書・配布状況報告(任意様式)を提出してください。
- ・ 適格性が維持されていると認められた場合は、翌年度以降も継続的に支援を行うことがあります。
- ・ 法令違反、不正行為又は管理体制の不備等が認められた場合は、翌年度の支援対象から除外します。

9. 寄附企業との関係

- 寄附企業は寄附時に特定の施設への支援希望を表明することができますが、最終的な支援対象の決定は市が行います。

10. 留意事項

- 本事業は、企業からの寄附金を財源として実施するため、寄附金の受入状況により支援内容や実施可否が変動します。
- 寄附が集まらなかつた場合には、支援を実施できない場合があります。
- 支援内容(物品の種類・数量・提供時期など)は、市が総合的に判断のうえ決定します。
- 提供物品は支援目的以外に使用することはできません。転売・譲渡・交換・換金を行つた場合は、以後の支援を停止します。
- 提出書類に虚偽や不備があつた場合は、審査対象外とすることがあります。
- 活動内容や報告内容に不適正が認められた場合には、支援を取り消す場合があります。
- 公平性と透明性を確保するため、必要に応じて公表・現地確認を行う場合があります。

以上